

平成 2 9 年度

定期・行政監査結果報告書

小学校・中学校

所 沢 市 監 査 委 員

写

所 監 第 6 2 号

平成 3 0 年 1 月 3 0 日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所 沢 市 議 会 議 長 杉 田 忠 彦 様

所 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 内 藤 隆 行 様

所沢市監査委員 竹 山 登

同 能 登 則 之

同 中 毅 志

同 荻 野 泰 男

定期・行政監査結果について(報告)

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

## 第1 監査の種類

定期・行政監査

## 第2 監査の対象

小学校（伸栄・美原・安松・東所沢・中富・北野・山口・  
椿峰・林・宮前・和田）

中学校（所沢・中央・東・柳瀬）

## 第3 監査の範囲及び対象事項

平成28年度及び平成29年4月1日から実査日までの学習材料費の父母負担軽減補助金及び芸術鑑賞会補助金の財務に関する事務及び施設・物品の管理状況等

## 第4 監査の期間

平成29年10月6日から平成30年1月30日まで

## 第5 監査の方法

小学校は、学習材料費の父母負担軽減補助金及び芸術鑑賞会補助金、中学校は、学習材料費の父母負担軽減補助金について、それぞれの財務事務の執行に係る関係帳簿、証拠書類などを調査した。

また、施設及び物品の管理状況について平成29年11月2日、6日に実査による検証確認を実施した。

## 第6 監査の結果

財務に関する事務及び施設・物品の管理状況は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今回の監査の結果を踏まえ、児童・生徒の健全な育成と安全・安心な学校の管理運営に、より一層努力されるよう望むものである。

なお、指摘事項については、必要な措置を講じたとき、所定の様式で、その旨通知されたい。

また、注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

## 1 指摘事項

### (1) 校庭内に置かれているコンテナについて

学校施設は教育を目的とした行政財産であり、その運用にあたっては、地方自治法により、行政目的の効果達成のため譲渡や貸付け等の私法上の運用が原則として禁止されるなど、様々な制約が設けられている。ただし、行政財産の用途、目的を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定され、同様の規定は、学校教育法においても、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができる、と定められているところである。

学校施設については、学校教育の主旨・目的に従って、教育を受ける児童・生徒のために十分な活用を行うことが求められており、このような意味において他の用途への使用が原則として、法的に排除されているものと考えられる。

安松小学校に設置されているコンテナは、地元町内会が所有し、設置したものであり、その中には、地域の行事（盆踊り大会）に使用する櫓、テーブル等が保管されていた。また、美原小学校に設置されているコンテナは、地元のスポーツ団体が所有し、設置したものであり、スポーツ用具等が保管されていた。両コンテナともに、学校施設を本来の目的のために使用する場合、直ちに原状回復が可能であるとは言いがたい態様で設置されており、公共施設である校庭を民間施設が占有することはできないものと考えられることから、適正な措置を講じられたい。

〔安松小学校・美原小学校〕

## (2) 学校施設の目的外使用許可について

学校施設の目的外使用許可は、学校施設をスポーツ活動に使用するとか、社会教育を目的とした行事等に使用するなど、公共上、公益上必要と認められるときに許可されるものであり、それらの活動に必要な道具、設備等を学校が恒常的に保管することを意味するものではない。ただし、それらの活動の円滑な推進に配慮して、申請により、一時的な使用を認めているものである。

学校施設を目的外で使用する場合の許可については、管理者は、行政財産である学校施設がもともと何を目的とした施設であるのかということや、目的外で使用するその目的、態様等について、慎重に検討して判断する必要がある、その都度、異なる判断によって管理運営がなされてはならないものと考えられる。

このようなことから、学校施設の目的外使用許可に際しては、許可要件、不許可事由を明確にした規準を定めるなど、適切な対応を図られたい。

〔教育委員会〕

## 2 注意事項

### (1) プールを囲うフェンスについて

プールを囲うフェンス上部には、有刺鉄線が張られているが、老朽化により破損し危険であることから、修繕を行うか、不用であれば撤去されたい。

〔伸栄小学校〕

(2) 学校開放時における施設の使用許可について

校庭に設置されている少年野球の物置2台の使用許可申請書が未提出となっていた。毎年度、使用許可申請を行うよう指導されたい。

〔中富小学校〕

(3) 児童の安全確保について

校庭の排水溝蓋の破損、農機具倉庫の中の燃料の保管方法等、児童の安全確保を図る上で支障となる箇所が見受けられた。早急に必要な措置を講じられたい。

〔山口小学校〕

3 要望事項

(1) 旧庁務手用住宅について

使用されていない旧庁務手用の住宅は、老朽化による破損箇所が放置されていた。外部からの進入を防ぐ等、防犯上及び安全上の対策を講じられたい。

〔東中学校〕